

申請者及び事業者の皆様へ

### 建築計画を変更される場合の注意事項

確認済証交付後に建築計画を変更する場合、原則として変更に基づく工事の着手前に計画変更確認申請の手続が必要となりますが、変更内容が建築基準法施行規則第3条の2各項各号に該当する軽微なものについてはその手続が免除されます。本市建築指導課宛に確認申請した件について計画変更を考えている方は、変更内容が軽微なものに該当するか否かについて事前に本市建築指導課へご相談ください。

本市建築指導課に相談なく建築計画を変更し、後日、軽微な変更該当しないことが発覚した場合は法に抵触するおそれがありますので、十分にご注意いただくようお願いいたします。

事務担当

津市都市計画部建築指導課  
建築審査担当

電話番号 059-229-3186

F A X 059-229-3336